

報告事項の要旨

(1) 狭山丘陵景観重点地区に関するガイドラインの修正について

狭山丘陵景観重点地区については、ガイドラインや、概要パンフレットを用いて、これまで周知業務を行ってきていますが、事業者等が基準の内容等について、誤った理解をしていることが多く見受けられています。

そこで、事務局では、ガイドライン及びパンフレットの内容表現等について修正を行うため、検討しているところです。

現時点で、ガイドラインに関して課題となっている事項やその対応案をまとめましたのでご報告します。

なお、修正案を作成しましたら次回以降の審議会で承認をいただきたく考えております。

また、狭山丘陵景観重点地区に関するその他の課題については、対応策について検討を重ね、整理させていただいたうえで改めて審議会にて報告し、御意見を伺いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(2) 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に伴うまちづくり条例等の改正について

令和3年度第1回の審議会において、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入によるまちづくり条例の改正について、御審議をいただいたところですが、令和3年11月30日付で正式にまちづくり条例及びまちづくり条例施行規則が改正されましたのでご報告します。